

平成29年2月6日開催

## 総務常任委員会資料【所管事務調査】

交通安全教育の推進とその体制について

・・・・・・・・ 1～4

## 交通安全教育の推進とその体制について

### 1 交通安全指導員に対する説明結果について

平成 28 年 12 月 22 日に交通安全指導員会議を開催（47 人中 30 人出席）し、交通安全教育の推進とその体制について説明して意見や提案を求めた。また、会議欠席者には会議資料及び会議録概要等を送付して意見や提案を求めた。

その結果、交通安全指導員（以下「指導員」という。）の廃止に反対する意見と立哨を廃止していいのかとの意見がそれぞれ 1 人からあったが、他の指導員からは市の考え方に反対や見直し等を求める意見はなかった。

#### 【主な意見等】

- ・（仮称）地域安全支援員（以下「支援員」という。）と指導員との職務の違いは何か、どのように委嘱するのか。
- ・見守りボランティアが事故に遭った場合の保険はどうするのか。
- ・指導員の廃止には反対である。（反対理由への言及なし）
- ・指導員による立哨は、子どもを通学時の交通事故から守るために始めたものなのになくしていいのか。

### 2 関係団体等に対する説明結果について

平成 28 年 12 月中旬以降、交通安全協会支部長（以下「安協支部長」という。）、小学校及び小学校 P T A 会長（以下「P T A 会長」という。）に、交通安全教育の推進とその体制について個別に説明して意見や提案を求めた。（安協支部長 48 人全員、小学校 52 校全校、P T A 会長 52 人中 44 人に説明）

その結果、交通安全及び防犯、防災に関する一体的な教育を推進するとともに、教育の質と量の強化を図ろうとする市の考え方に反対の意見はなかった。

また、支援員の定数について中学校区の児童数等を考慮して欲しいとの意見が一部からあったほか、指導員の廃止については、2 人の安協支部長から反対の意見があったが、多くは理解するとの意見であった。

#### 【主な意見等】

##### ○交通安全教育の推進とその体制に関する意見等

- ・子どもと高齢者を中心に、交通安全、防犯、防災に関する一体的な教育を推進するとともに、教育の質と量の強化を図ろうとする考え方は了解した。
- ・子どもや高齢者に対して、自ら身を守るための知識や能力を養うための教育が大切であり、安全教育指導員（市非常勤職員）の増員及び支援員制度の創設により、交通安全、防犯等の教育と啓発活動が強化されることはありがたい。

##### ○支援員の創設に関する意見等

- ・支援員の定数について中学校区の児童数等を考慮して欲しい。
- ・交通安全の知識を有する指導員を支援員に委嘱して欲しい。

○指導員の廃止に関する意見等

- ・交通環境の変化等に応じて推進体制を見直すことは必要であり、指導員の廃止は理解する。
- ・子どもや高齢者に対する教育と啓発活動を強化するため推進体制を見直すことに伴い、指導員が廃止されることは理解する。
- ・指導員と連携した活動は行っていないので指導員の廃止は支障ない。
- ・指導員の廃止には反対である。(継続して欲しい。)

○指導員による立哨の廃止に関する意見等

- ・指導員による立哨に限界がある。多数のボランティアによる見守り活動へ転換しようとする考え方は了解した。
- ・常に子どもを見守ることはできない。子どもに自らを守る知識や能力を養うための教育を強化することが大切である。
- ・指導員による立哨がなくなっても地域の見守り活動でカバーしていく。
- ・指導員による立哨は子どもの安全に役立っていると思うので、現在、指導員が立哨している箇所の見守りは、退任後も続けてもらいたい。

3 交通安全指導員、関係団体等への説明結果を踏まえた対応について

指導員及び関係団体等へ説明した結果、指導員の廃止等に反対する意見は僅かで、ほとんどの方から市が考える交通安全教育の推進とその体制について了解していただいたものとする。

こうしたことから、平成 29 年度から支援員制度を創設することとし、指導員制度については、指導員の任期が満了する今年度末で廃止する。

なお、一部の安協支部長等から児童数等が多い中学校区は支援員を増やして欲しいとの意見があったことを踏まえ、支援員の定数を当初予定した 22 人から 31 人に変更する。

○支援員の定数の変更について

- ・地域、学校と密着した安全教育や啓発活動を効率的・効果的に行うため、地域を理解し、また関係する団体や組織等と連携、協力しやすい関係を築く必要があり、それに適する「中学校区」を基本単位として支援員を 1 人配置することとした。
- ・しかし、教育や啓発活動の重点対象とする子どもと高齢者の人数等が中学校区により大きな差があることから、関係団体等の意見も踏まえ、いずれの中学校区においても教育、啓発活動を充実して実施できるようにするため、幼稚園・保育園年長児、小学生及び中学生の人数(以下「児童数等」という。)又は世帯数が 22 中学校区の平均値以上となる 9 中学校区については、支援員を 2 人配置とする。
- ・なお、支援員はそれぞれの中学校区において活動することを基本とするが、必要に応じて市内全域において支援員相互に連携して機動的に活動することとする。

○児童数等及び世帯数を支援員の定数の基準とする理由

- ・子どもの教育において、学校では各学校の教育方針により学級を単位とした教育から全校を対象とした教育まで様々な形態で行われている一方で、地域では子ども会など

学校とは異なる単位での教育となることから、いずれにも対応するため児童数等を基準とする。

- ・高齢者等については、世帯訪問等での啓発等を行うことから世帯数を基準とする。

○中学校区の児童数等及び世帯数

	中学校区名	児童数等(人)
1	春日中学校区	1,945
2	城東中学校区	1,908
3	直江津東中学校区	1,751
4	城北中学校区	1,562
5	城西中学校区	1,539
6	直江津中学校区	1,469
7	頸城中学校区	847
8	大潟町中学校区	763
9	柿崎中学校区	731
10	板倉中学校区	651
11	雄志中学校区	558
12	三和中学校区	549
13	吉川中学校区	330
14	八千浦中学校区	302
15	浦川原中学校区	283
16	中郷中学校区	259
17	清里中学校区	241
18	名立中学校区	173
19	安塚中学校区	134
20	牧中学校区	110
21	潮陵中学校区	83
22	大島中学校区	77
—	平均値	739

	中学校区名	世帯数(世帯)
1	城東中学校区	9,270
2	城北中学校区	8,548
3	直江津中学校区	7,988
4	春日中学校区	7,751
5	直江津東中学校区	6,901
6	城西中学校区	6,222
7	柿崎中学校区	3,479
8	大潟町中学校区	3,416
9	頸城中学校区	3,047
10	雄志中学校区	2,591
11	板倉中学校区	2,221
12	三和中学校区	1,828
13	吉川中学校区	1,456
14	中郷中学校区	1,386
15	八千浦中学校区	1,363
16	浦川原中学校区	1,160
17	安塚中学校区	1,078
18	名立中学校区	1,008
19	清里中学校区	893
20	牧中学校区	820
21	大島中学校区	695
22	潮陵中学校区	596
—	平均値	3,351

児童数等又は世帯数が平均値を超える9校区(網掛け)は、支援員を2人配置とする。

(城北、城東、城西、直江津、直江津東、春日、柿崎、大潟町、頸城)

4 見直し後の(仮称)地域安全支援員制度の概要

○支援員制度の概要(下線部分を変更)

(1)目的

- ・交通事故、犯罪、災害から自らを守る能力や知識の習得、向上を図るため、交通安全、防犯、防災に関する教育、啓発活動を行う。

(2)主な活動

- ・幼稚園・保育園、小・中学校、その他団体等に対する教育、啓発活動
- ・高齢者世帯訪問、地域行事等での教育、啓発活動

- ・交通安全運動や防犯運動等における啓発活動

(3)定数・任期

- ・定数 31人
- ・任期 2年（再任可）

(4)委嘱

- ・交通安全、防犯等に関する活動の経験及び知識を有する人から市長が委嘱する。

(5)報酬等

- ・教育、啓発活動等1回につき報酬及び会場までの費用弁償を支給する。

(6)その他

- ・帽子、ベスト、名札を貸与する。
- ・知識、技術、指導力の習得、向上を図るための研修を実施する。
- ・活動中の事故に備え損害保険へ加入する。

○支援員の選任方法について

- ・指導員から交通安全に関する知識と経験をいかしていただくため、意欲のある指導員を支援員に選任する。
- ・指導員からの選任が不足する場合は、地域の関係団体等と協議し、交通安全、防犯等に関する活動の経験及び知識を有する人を支援員に選任する。

○今後のスケジュール

実施時期	実施内容（予定）
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員の候補者を選出</li> <li>・学校等に対し平成29年度の安全教育の支援方法等を周知</li> <li>・安全教育等の実施計画を作成</li> </ul>
4月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員の委嘱</li> <li>・支援員に対する研修等の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修（4月）</li> <li>分野別研修（4月、6月、10月）、研修後は各教室を実践</li> <li>フォローアップ研修（10月、3月）</li> <li>実地研修（各教室、啓発活動にあわせ随時）</li> </ul> </li> <li>・各季の運動に合わせた啓発活動（随時）</li> <li>・その他、関係団体等と連携した安全教育、啓発活動等の実施（随時）</li> </ul>